

長久手市温泉交流施設運営事業 サウンディング型市場調査 実施要領

2024年3月
長久手市 企画政策課

1 サウンディング調査の目的

長久手市では、長久手市福祉の家（以下、「福祉の家」といいます。）に関する新たな公民連携の事業手法として、PFI コンセッション方式を導入し、令和7年度からの移行を目標に事業化を検討しております。

福祉の家は、第三セクターである株式会社長久手温泉（以下、「(株)長久手温泉」といいます。）が指定管理者方式により運営する温泉交流施設「長久手温泉ござらっせ」と、長久手市の福祉機能を併せ持つ公共施設です。平成14年の開館以来、施設の設置目的である市民の福祉の向上並びに健康の維持及び増進を図るとともに、市内外の広域的な交流を促進してきました。しかしながら、開館時から施設をとりまく環境は大きく変化しており、今の環境に適合する形で施設の設置目的を効果的・効率的に実現していくため、運営のあり方の見直しが必要となっています。

そこで、福祉の家の温泉交流施設は、PFI コンセッション方式による運営転換をすることとし、事業化のための公募条件等について客観的なご意見を頂くことを目的とし、サウンディング調査（以下、「本調査」といいます。）を実施します。

2 敷地概要

所在地：愛知県長久手市前熊下田 171 番地 1

敷地面積：29,688.61 m²

延床面積：7,897.16 m²（うち本事業の対象となる温泉交流施設は約 3,364 m²）

※詳細については、「【別紙1】長久手市温泉交流施設運営事業 事業概要（以下、事業概要といっています。）」を参照してください

3 本調査の実施について

(1) 対象者

本調査の対象者は、「【別紙1】事業概要」に記載の本事業における条件をふまえた上で、PFI コンセッション公募への参加に関心がありかつ調査時点で類似の温浴施設の運営を行っている事業者とします。また、下記のいずれかに該当すると認められた場合は、対象者として認められませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 会社更生法の規定により、更生手続開始の申立てをしている場合
- ② 民事再生法の規定により、再生手続開始の申立てをしている場合
- ③ 長久手市暴力団排除条例に基づく入札への参加の制限等を募集期間から調査票受付の日までにおいて受けている場合。また、事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業者関係者」という。）が過去から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）でなく、事業者関係者が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図った

り、自ら意図して交際したり、維持・運営に協力若しくは関与したことがある場合

(2) 本調査の流れ

令和6年3月6日(水)	サウンディング調査実施要項等の公表
令和6年3月20日(水・祝)	参加申込書の締め切り
令和6年3月18日(月)以降順次 ※3月20日(水・祝)は除く	ヒアリング調査の実施

4 手続きについて

(1) 参加申込書・調査票の受付

本調査に参加を希望される民間企業は、事業概要「【別紙1】事業概要」をご確認いただいた上、締め切りまでに「【別紙2】参加申込書」に必要事項を記入し、連絡先メールアドレス(「6. ご連絡先」を参照)宛てに、件名を【サウンディング 参加申込書提出】として送付してください。

本調査に参加を希望された民間企業には、別途調査票等を送付いたしますので、ヒアリング実施日の前日までにご記入の上、連絡先メールアドレス(「6. ご連絡先」を参照)宛てへ、件名を【サウンディング 調査票提出】として送付してください。

(2) ヒアリングの実施

ヒアリング実施日時等は、民間企業のご担当者と個別に調整して設定します。対話は、3月18日(月)以降に順次、1グループ1時間半以内として、長久手市役所またはオンラインにて実施することを想定しています。

(3) 実施結果の公表

本調査の実施結果の概要については、本市ホームページで公表します。公表にあたっては、事前に参加事業者の内容の確認を行います。参加事業者の名称、各事業者のノウハウに関わる内容や本事業に関係がないと考えられる内容については公表しません。

5 その他留意事項

- ・本調査への応募にあたり、不明な点は「6. ご連絡先」までお問い合わせください。
- ・ヒアリングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため、個別に実施します。
- ・今後、当該事業に関する事業者公募が実施される場合において、本調査への参加実績が優位性を持つものではありません。
- ・本調査への参加に要する費用(書類作成、個別対話への参加費用等)は参加事業者の負担となりますので、ご了承ください。
- ・参加申込書をご送付いただいた後に本調査を辞退される場合には、「【別紙3】辞退届」に必要事項をご記入の上、連絡先メールアドレス(「6. ご連絡先」を参照)宛てに、件名を【サウンディング 辞退届提出】として送付してください。

6 ご連絡先

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 政策研究事業本部（名古屋）

（公民連携推進事業受託事業者）

〒460-8627 愛知県名古屋市中区錦 3-21-24 三菱 UFJ 銀行名古屋ビル

E-mail : fukushinoieppp@murc.jp

電 話 : 052-307-5965

担 当 : 小澤

7 別紙

【別紙1】長久手市温泉交流施設運営事業 事業概要

【別紙2】参加申込書

【別紙3】辞退届